

ワンポイントアドバイス!

配偶者控除・配偶者特別控除の改正で変わること!

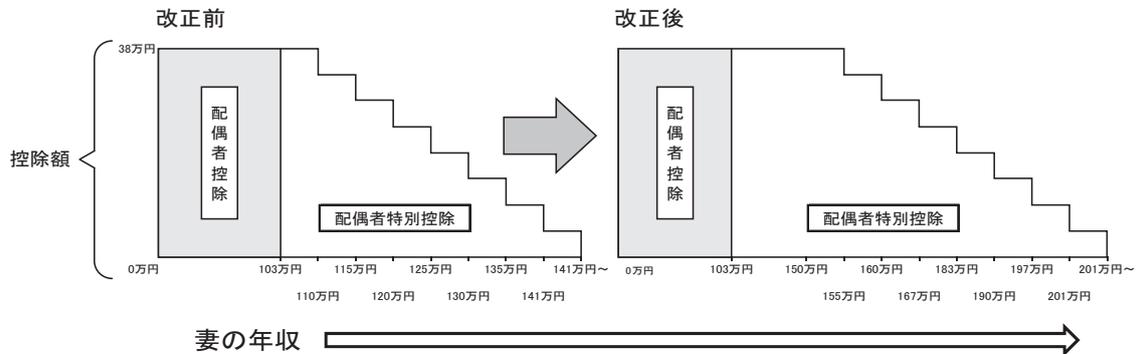
改正ポイントは2つです。

1. 配偶者控除・配偶者特別控除38万円の対象となる配偶者の年収の上限が103万円から150万円に引き上げられます。

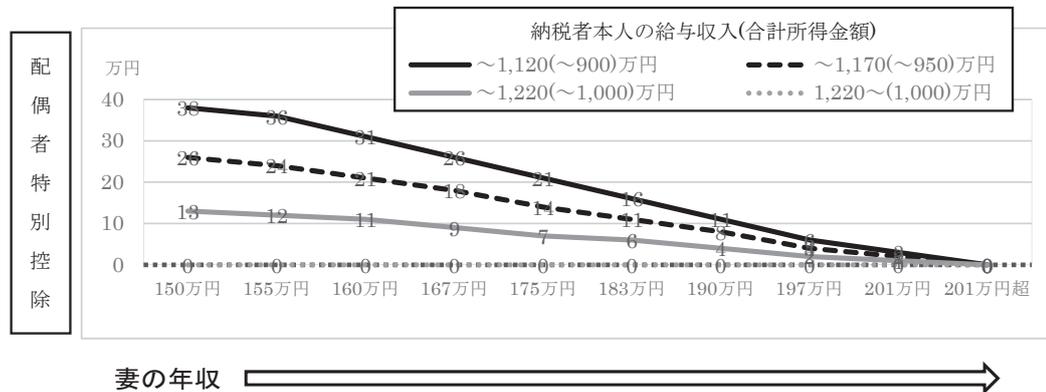
配偶者控除の対象となる妻の所得税はこれまでと変わりませんが、配偶者特別控除が拡大され、妻の年収が103万円超150万円以下なら、夫は配偶者控除として38万円の所得控除が受けられるようになります(夫の年収1,120万円以下(合計所得が900万円以下)の場合)。

また妻の年収が201万円まで配偶者特別控除が適用されます。

【『配偶者控除』『配偶者特別控除』の仕組み】



2. 納税者本人の所得により配偶者特別控除はなだらかに減少します。



注意点・妻は年収が103万円を超えると所得税がかかります。又、健康保険料の壁130万円を超えると、従来どおり扶養から外れて年金や保険料を負担しなければなりません。又、夫の会社の扶養手当の規定にも注意してください。



詳しい内容やご質問がございましたら
06-6313-1369 まで
 お問い合わせください

4~6月の花 藤(フジ)
 花言葉 「優しさ」「歓迎」「決して離れない」「恋に酔う」